

夢おおい 2 1 プラン

～ 大井町第 4 次総合計画 ～

前期基本計画

大 井 町

目 次

前期基本計画

第 1 章 重点施策	2
第 2 章 施策別計画	3
都市基盤・生活環境	3
1 都市基盤	3
(1)市街地の整備	3
(2)道 路	3
(3)上・下水道	4
(4)鉄道・バス	4
(5)公園・緑地	4
2 生活環境	5
(1)資源循環型社会への対応	5
(2)環境・衛生対策	5
3 町民の安全	6
(1)防災・消防	6
(2)防犯・交通安全	7
(3)消費生活	7
(4)個人情報保護	7
健康・福祉	8
1 健 康	8
(1)健康づくり	8
(2)地域医療	8
2 福 祉	8
(1)地域福祉	8
(2)高齢者福祉	8
(3)障害者（児）福祉	9
(4)児童福祉	9
(5)社会保障・勤労者福祉	10
生涯学習	11
1 学校教育	11
(1)幼稚園教育	11
(2)小・中学校教育	11
(3)学校給食	12

2	社会教育	12
(1)	青少年の育成	12
(2)	成人者の学習機会への支援	12
(3)	高齢者の学習機会への支援	13
(4)	文化財の保護と活用	13
(5)	生涯スポーツ	13
産業		
1	農業	14
(1)	農業生産基盤の整備	14
(2)	環境保全型農業への対応	14
(3)	農業振興への支援	14
2	商業・工業	14
(1)	商業振興への支援	14
(2)	企業誘致の推進	15
3	観光	15
(1)	観光資源の整備	15
(2)	観光イベントの開催	15
町民参加		16
1	地域社会	16
(1)	地域活動	16
(2)	人権・男女共同参画社会	16
2	町政への町民参加	17
(1)	広報・広聴	17
(2)	情報公開	17
第3章 計画の推進にあたって		
(1)	行政運営	18
(2)	広域行政	18

前期基本計画

第1章 重点施策

大井町の将来を見据えて、長期的な視点から取り組むべき基盤整備計画を重点施策として位置付けます。実施にあたっては、財政状況を勘案して、毎年度の予算編成において優先順位を付けて取り組んでいくものとします。

○「いこいの里・相和」整備構想の推進

相和地域の豊かな自然環境の保全と地域の活性化を図るため、集落地域整備法などを活用しつつ「いこいの里・相和」整備構想を推進します。

○東西連絡道路の整備

都市計画道路「金子・開成・和田河原線」の整備について、引き続き県や近隣市町と調整を図りながら、協力して推進します。また、役場以北のＪＲ御殿場線と交差する町道について、関係機関と調整を図りながら交差箇所の改良方法の研究を進めます。

○酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり

酒匂川堤防に隣接する地域の農道、水路を活用して、ウォーキングなどが楽しめる散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図ります。また、酒匂川の一体的な整備について県と調整しながら、協力して推進します。

○教育施設の整備

幼稚園の就園体制の充実にあわせて幼稚園施設の整備を図るとともに、老朽化した給食センターの整備を図ります。

○情報化の推進

行政の情報化基盤の整備や町内外の情報ネットワークの形成に努めるなど情報化を推進します。

第2章 施策別計画

都市基盤・生活環境

1 都市基盤

(1) 市街地の整備

都市マスタープランの推進を図り、土地区画整理事業などにより良好な市街地の整備を推進し、高齢者、障害者を含むすべての人が利用しやすい環境づくりに努めます。また、地域の特性に応じた良好な景観形成に向けて施策の検討を進めます。

市街地の整備

秩序ある市街地整備を進めるため、土地区画整理事業の促進、用途地域の見直し、地区計画の活用を図ります。また、「核づくり構想」について引き続き研究を進めます。

利用しやすい環境づくり

道路や不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化（障壁除去）に努めるとともに、すべての人が暮らしやすい環境づくりをめざします。

都市景観形成の推進

都市マスタープランの景観形成方針に基づき景観形成に対する意識啓発に努めるとともに、景観形成モデル地区を設定して具体的な手法の研究を進めます。

(2) 道路

広域的な幹線道路網の整備を関係機関と協力しながら推進するとともに、地権者の理解を得ながら町道の整備を図ります。

幹線道路の整備

国道255号、県道小田原松田線などの歩道整備や県道秦野大井線など既存幹線道路の未改良区間の整備、また、酒匂川左岸縦貫道路の早期完成を、県など関係機関と調整を図りながら推進します。

町道の整備

町道の安全性、利便性の向上をめざして、計画的な整備を図ります。

(3) 上・下水道

安定した水の供給体制の維持を図るとともに、下水道施設の維持・整備を推進します。また、両事業の適切な運営に努めます。

上水の安定供給

水源や配水管など施設の整備を図ります。また、関係機関と連携して、足柄平野の地下水の状況について調査を進めます。

下水道の整備

市街化の進展や地域の状況に合わせて計画的に公共下水道の整備を進めるとともに、供用区域内の水洗化を促進します。

酒匂川流域下水道の維持管理に対する市町の負担金について、県や関連する市町と見直しを行います。

また、計画区域外の地域について地域にあった生活排水処理施設の研究を進めます。

(4) 鉄道・バス

鉄道輸送力の増強と駅施設の整備、バス路線の維持・増強を関係機関に働きかけます。また、駅周辺において駐輪場などの整備を図ります。

輸送力の増強

J R 御殿場線、小田急線を利用しやすいものにするため、神奈川県鉄道輸送力促進会議などを通じて関係機関に働きかけます。あわせて、駅の施設を高齢者などが利用しやすく改善するように働きかけます。

バス交通を利用しやすいものにするため、近隣市町と連携して関係機関に働きかけます。また、町内循環バスの導入について研究を進めます。

駅周辺の整備

J R 御殿場線の駅周辺において駐輪場などの整備を進めます。

(5) 公園・緑地

緑の基本計画を推進し、公園の整備や緑地の保全を図るとともに、緑化推進運動を展開します。

公園の整備

地域住民の協力を得ながら身近な公園の整備・維持管理を図ります。また、新たな公園の整備について研究を進めます。

緑地の保全

関係機関と連携して丘陵地などの緑地の保全を図るように、地権者に協力を働きかけます。

緑化推進運動の展開

各種団体の協力を得ながら町の花「すいせん」の普及など緑化推進運動の展開を図ります。

2 生活環境

(1) 資源循環型社会への対応

地球環境問題への意識啓発に努めるとともに、ごみの減量と資源化を推進します。また、近隣市町と連携して廃棄物処理の整備を図ります。

地球環境問題への意識啓発

豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、身近なところから地球環境を守り資源循環型社会を築いていくように意識啓発に努めます。

ごみの減量と資源化の推進

町民、事業者のごみ問題に対する意識啓発に努めます。また、ごみの分別収集を推進するとともに、事業者には使い捨て容器や過剰包装を減らすように働きかけます。

廃棄物の適正処理

近隣市町と連携して設置しているごみ処理施設の公害防止対策を進めるとともに、施設運営の効率化に努めます。また、広域的な施設整備に向けて関係機関と検討を進めます。

(2) 環境・衛生対策

環境に配慮した総合的な施策を整備し、不法投棄の防止や公害防止対策などの強化に努めます。また、浄化槽の適切な維持管理の意識啓発に努めます。

環境の保全

町、町民及び事業者が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本計画を策定します。

環境の美化

不法投棄防止対策を進めるとともに、地域住民の協力を得ながら散乱ごみ対策を進めます。また、美化運動への支援など環境美化の推進を図ります。

公害の防止

事業所などに対して大気・水質の保全や騒音・悪臭などの公害防止対策の指導を徹底します。また、公害を未然に防ぐため監視体制の強化に努めます。

し尿処理施設・浄化槽の適切な維持管理

近隣市町と連携して設置しているし尿処理施設の適切な維持管理を図るとともに、施設運営の効率化に努めます。また、戸別浄化槽の適切な維持管理を行うように意識啓発に努めます。

3 町民の安全

(1) 防災・消防

地域防災計画に基づき、防災意識の啓発や自主防災組織の充実など地域ぐるみの防災対策を進めるとともに、消防・救急体制の充実を図ります。また、関係機関と連携して災害防止に向け危険箇所の整備を図ります。

防災意識の高揚

町民の参加を得ながら定期的に防災訓練を実施するとともに、応急救護方法など災害時対応の知識や自然災害に関する情報提供に努めます。また、関係機関と連携して防災行政無線など災害時の情報連絡体制の充実を図ります。

防災施設の整備

非常用飲料貯留槽など防災施設の整備を図るとともに、自主防災組織への支援を進め、防災資機材の充実に努めます。

消防・救急体制の整備

近隣市町と連携して常備消防の充実を図るとともに、町消防団の今後の体制について検討を進めます。また、広域的な連携により災害時の医療救護体制の整備を図ります。

災害対策の推進

関係機関と連携して急傾斜地崩壊防止対策などを進めるとともに、砂防指定地の整備を県と協力しながら推進します。また、災害時に発生する廃棄物の処理体制の整備について、近隣市町とともに検討を進めます。

(2) 防犯・交通安全

防犯灯の設置など防犯対策の推進を図るとともに、交通安全意識の啓発や交通安全施設の整備など交通事故の未然防止に努めます。

防犯対策の推進

関係機関と連携して防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の設置を進めます。

交通安全対策の推進

関係機関と連携して交通安全意識の高揚に努めるとともに、カーブミラーなど交通安全施設の整備を図ります。

(3) 消費生活

消費者意識の啓発に努めるとともに、消費生活相談の充実を図ります。

(4) 個人情報の保護

個人情報を適正に保護しながら、「戸籍・住民登録事務」などの情報システム化を進めます。

健康・福祉

1 健康

(1) 健康づくり

保健福祉センターを拠点として、自主的な健康づくりを支援するとともに、生涯各期に対応した健康診査・保健事業などの充実を図ります。

健康づくり活動の推進

健康づくりに関する情報提供や各種健康講座の実施などにより、自主的な健康づくりの支援を図ります。

健康診査の充実

各種健康診査の充実に努めるとともに、各種予防接種の効果的な実施を図ります。

保健事業の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、生涯各期における各種保健事業の充実に努めます。また町への精神障害事務移譲に伴う体制整備を図ります。

(2) 地域医療

身近な地域で各種の医療を受けられるように、診療体制の整備を関係機関へ働きかけます。また、保健・医療・福祉の調整機能の充実を図ります。

2 福祉

(1) 地域福祉

保健福祉センターを拠点として、地域での福祉活動への取り組みを支援するとともに、大井町社会福祉協議会や民生委員、児童委員の活動を支援します。

(2) 高齢者福祉

高齢者保健福祉計画に基づき、介護保険事業との調整に努めながら、各種制度の円滑な実施など在宅福祉サービスの提供や高齢者の社会参加への支援を図ります。

相談体制の充実・在宅福祉サービスの提供

高齢者総合相談体制の充実を図るとともに、介護保険制度の利用や各種の在宅福祉サービスの提供により介護が必要な高齢者への支援に努めます。

社会参加への支援

高齢者の豊かな経験や技能を生かして働く場を確保するため、生きがい事業団の活動を支援するとともに、老人クラブなどの地域活動を支援します。

(3) 障害者（児）福祉

障害者（児）の自立を支援するとともに、在宅福祉サービスの提供や社会参加への支援を図ります。

相談、訓練の充実

関係機関と連携して療育相談体制の充実を図るとともに、機能訓練などの充実に努めます。

在宅福祉サービスの提供

関係機関と連携して各種の在宅福祉サービスの提供を図るとともに、医療費助成など家庭における介護を支援します。

社会参加への支援

関係機関と連携して障害者雇用の機会拡大を図るとともに、地域作業所の充実に努めます。

(4) 児童福祉

子育て支援の充実を図るとともに、保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。また、ひとり親家庭への支援を図ります。

子育てへの支援

子育てグループの育成を図るとともに、医療費助成など子育て家庭への支援に努めます。

保育内容の充実

乳幼児保育など多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実を図ります。また、小学校低学年児童の放課後対策（学童保育）の充実を図ります。

ひとり親家庭への支援

民生委員児童委員などによる相談体制の充実を図るとともに、医療費助成など実情に即した支援に努めます。

(5) 社会保障・勤労者福祉

介護保険制度の円滑な推進と国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営に努めます。

また、低所得者世帯への支援及び勤労者への支援を図るとともに、町営住宅について役割を検討しながら適切な維持管理に努めます。

介護保険制度の円滑な推進

介護保険事業計画に基づき、事業の充実を図るとともに、介護認定等に関する相談体制の整備を推進します。

国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営

安定した国民健康保険事業の運営のため、保険税収納率の向上に努めるとともに、保険税負担のあり方について継続的に検討します。また、老人保健医療事業の適切な運営に努めます。

低所得者世帯への支援

民生委員児童委員と連携して相談活動の充実を図るとともに、関係機関と連携して各種援護制度による支援に努めます。

勤労者への支援

勤労者の一時的な資金需要や住宅資金に対して、融資制度により支援します。

町営住宅の適切な維持管理

町営住宅の役割を検討しながら、適切な維持管理に努めます。

生涯学習

1 学校教育

(1) 幼稚園教育

幼稚園教育振興計画に基づき、これからの幼稚園教育に対応した就園体制及び施設の整備を図ります。

3年保育体制の整備

幼児教育の充実を図るため、3歳児からの3年保育を進めます。

施設の整備

3年保育の推進にあわせ、幼稚園施設を計画的に整備します。

(2) 小・中学校教育

新しい学力観に基づいた個性ある教育の推進に努め、時代の変化に対応した教育施策の展開を図ります。

教育課程の充実

生きる力をはぐくむ教育課程の充実を図ります。また、職場体験などを通して、地域住民との交流を図ります。

情報教育の推進

社会の情報化の進展に対応した情報教育の推進を図ります。

国際理解教育の推進

社会の国際化の進展に対応した国際理解教育の推進を図ります。

教育相談体制の充実

いじめ問題や不登校問題に対応するため、教育相談体制の充実を図ります。

障害児教育の充実

障害に応じた適切な教育を進めるとともに、就学指導相談などの充実を図ります。

施設の整備

教育施設の耐震補強工事を計画的に進めます。

(3) 学校給食

学校給食の充実を図るとともに、給食センターの建替を検討します。

学校給食の充実

児童・生徒の健全な発育を期して、学校給食の充実を図ります。

施設の整備

給食センターの建替を検討します。

2 社会教育

(1) 青少年の育成

家庭・地域社会・学校との連携を図り、青少年の健全育成をめざした環境づくりに努めます。

各種事業の充実

青少年を対象とした各種事業の充実を図ります。

地域ぐるみ活動の推進

家庭教育に関する学習活動の充実を図るとともに、青少年指導員、地区青少年育成会の継続的な活動などを通じて、地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

(2) 成人者の学習機会への支援

住民ニーズにあった学習活動の展開を図り、自主的な学習サークル活動への支援に努めます。

学習機会の提供

町民が参加しやすい教室・講座等を実施し、学習機会の提供に努めます。

学習情報の提供

生涯学習情報センターを中心として、広く生涯学習情報の提供に努めます。

文化活動への支援

自主的な学習サークルへの支援を図るとともに、公民館まつりなど参加型文化活動の活性化に努めます。

(3) 高齢者の学習機会への支援

高齢者の学習機会の提供に努めるとともに、世代間交流の充実に努めます。

学習機会の提供

高齢者の生きがいと生活の充実を図るため、学習機会の提供に努めます。

世代間交流の充実

高齢者の経験や知識を次世代につなげるため、世代間交流の充実に努めます。

(4) 文化財の保護と活用

文化財の保護、継承を図るとともに、文化財の有効な活用に努めます。

(5) 生涯スポーツ

総合体育館などを拠点として、各世代に応じた各種スポーツ活動への支援を図ります。

生涯スポーツ活動の充実

各種スポーツ大会の開催などを通じて、各種スポーツ活動への支援を図ります。

スポーツ施設の有効活用

スポーツ施設の有効活用と適切な維持管理を図ります。

産業

1 農業

(1) 農業

関係機関と連携して、農業生産基盤の整備を図るとともに、時代の変化に対応した農業経営への支援に努めます。

農業生産基盤の整備

関係機関と連携して、優良農地の保全を図るとともに、農業用道水路など農業生産基盤の整備を推進します。また、丘陵部においては集落地域整備法を活用した圃場の整備などを推進します。

環境保全型農業への対応

消費者の安全志向へ対応するとともに環境への負荷を低めるため、農薬や化学肥料の使用を少なくする栽培方法などの普及を図ります。また、農業から生じる廃棄物についても適切な処理とリサイクルの推進を図るよう意識啓発を図ります。

農業振興への支援

都市近郊の有利性を生かし、市民農園の導入やイベントの開催など消費者との交流を通じた農業の振興を支援します。

2 商業・工業

(1) 商業・工業

地元商店等の活性化への支援に努めます。また、既に予定されている民間企業の丘陵地への進出を促進するとともに、新たな工業用地の選定など、企業誘致の環境整備を図ります。

商業振興への支援

国道255号沿いなど地区にふさわしい商業地の形成に向け誘導策の研究を進めます。また、関係機関と連携を図り、地元商店・企業の活性化や経営改善を促進します。

企業誘致の推進

既に予定されている民間企業の丘陵地への進出を促進するとともに、酒匂川左岸縦貫道路の沿道については、景観に配慮した新たな企業用地の選定など、企業誘致を目指して、計画的な環境整備を検討します。

3 観光

(1) 観光

ハイキングコースや関連施設の整備を図るとともに、農業と連携したイベント開催など観光の振興に努めます。

観光資源の整備

既存のハイキングコースの整備・充実を図るとともに、「いこいの村あしがら」周辺などに新たなルートの整備を推進します。

観光イベントの開催

観光農業まつりなど「いこいの村あしがら」周辺で農業と連携したイベントを開催し、大井町のPRに努めます。

町民参加

1 地域社会

(1) 地域活動

自治会を中心とした地域活動への支援を図るとともに、地区集会施設の整備を推進します。また、町民の連携による地域づくりへの支援を図ります。

地域活動への支援

地域防災活動、地域福祉活動、地域美化活動など自治会を中心とした地域づくりへの取り組みを支援します。

地区集会施設の整備

地域活動の拠点として、地域住民とともに地区の集会施設の整備を図ります。

イベントづくりへの支援

まちのシンボルである「ひょうたん」や町の花「すいせん」を利用した、町民参加によるイベントづくりなどを支援することにより、地域の連帯感の醸成に努めます。

(2) 人権・男女共同参画社会

人権尊重の観点から、性別、国籍、世代また障害のあるなしにかかわらず、共に生きる地域づくりを図ります。

人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない社会の実現に向けた意識啓発を推進します。

男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の形成を促進するため、女性プランを策定します。また、各種審議会などへの女性の積極的な参加を推進します。

2 町政への町民参加

(1) 広報・広聴

各種メディアを活用して広報活動の充実を図るとともに、広聴の機会の充実を図ります。

広報活動の充実

町民にわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、インターネットを活用するなど町政についての広報活動の拡充を図ります。

広聴活動の充実

町政懇話会の開催などにより、幅広く町民の意識や要望の把握に努めます。また、町民の意見や要望を町政に的確に反映するよう努めます。

(2) 情報公開

情報公開条例を制定するなど、開かれた町政の実現を図ります。

第3章 計画の推進にあたって

(1) 行政運営

組織の見直しなど行政改革を継続的に推進するとともに、歳入の大幅な増加が見込めない中で、計画的財政運営に努めます。

行政改革の推進

行政改革大綱に基づき、行政改革を推進し、一層の地方分権に対応した行政システムを整備します。

計画的な財政運営

限られた財源の効果的な活用を図り、緊急度、必要度の高い事業への重点的な配分など計画的な財政運営に努めます。

財源の確保

町税収入など自主財源の確保に努めます。

(2) 広域行政

多様化、広域化する行政需要に対応し、また効率的に事務を処理するため、近隣市町と連携して広域行政の推進を図ります。